

令和5年度「花岡農村環境改善センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

花岡農村環境改善センターについては、株式会社秋田東北ダイケンが指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月12日

施設名	花岡農村環境改善センター
設置目的	農村経営及び農家生活の改善合理化、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するため、農村環境整備共同利用センターを設置する。
所在地	青森市浪岡大字女鹿沢字野尻14番地1
指定管理者	【名称】株式会社秋田東北ダイケン 【代表者】代表取締役 高井 行則 【住所】秋田県秋田市中通二丁目1番36号
指定期間	令和5年4月1日から平成10年3月31日まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果		
		適正	要改善	
管理について	職員は適正な配置となっているか。	施設管理責任者である館長が令和5年12月より変更となっているが、適切に交代を行っており、管理運営業務に従事する職員は、シフト表により適正に配置されている。	○	
	職員の研修が行われているか。	職員に向けた研修を実施しているほか、職員間でも接遇に関し適正に研修が行われている。	○	
	保守点検業務が適切に行われているか。	仕様書に基づき計画的に実施されており、点検の際に問題があれば報告するようにしている。	○	
	防犯、防火、緊急時の対応が的確に行なわれるようになっているか。	緊急連絡体制を構築している。また、年2回の消防訓練を実施するなど仕様書どおり適正に行われている。	○	
	個人情報保護について適切な対応が行われているか。	個人情報が記載された施設利用申請書等は金庫に施錠して保管し、適正に行われている。	○	
	省エネルギーに努めているか。	電気をこまめに消すなど積極的に省エネルギーに努めている。	○	
運営について	市民の平等な利用が確保されているか。	特定の個人及び団体を優遇することなく、利用許可を先着順とするなど、平等な利用を確保している。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	意見箱の設置や利用者との会話により意見・要望を把握し、運営への反映を図っている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	商工会等の関係団体や地域住民の代表者等と意見交換会を実施することで、積極的に連携を図っている。	○	
	サービス向上の対策がされているか。	苦情等については、「クレーム対応マニュアル」に基づき対応し、自己評価を行う「安全衛生活動報告」を定期的実施するなど、サービス向上に努めている。	○	
	PRやイベントなど利用促進への取り組みが行われているか。	インターネットを活用し、情報発信や独自企画の開催等を積極的に行っている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況は仕様書どおり実施され、概ね適正であり、今後も適正な管理・運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課
【電 話】 0172-62-1179（直通）
【メー ル】 nochirimmu@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「花岡公園」に係るモニタリング評価結果（第2回）

花岡公園については、株式会社秋田東北ダイケンが指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月12日

施設名	花岡公園
設置目的	市民の憩いや安らぎ、健康増進、文化、レクリエーション活動の拠点として、子供からお年寄りまで多くの人々が利用し、楽しむことができる場を提供するとともに、美しく潤いのある都市景観を形成し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。
所在地	青森市浪岡大字女鹿沢字野尻14番地1
指定管理者	【名称】株式会社秋田東北ダイケン 【代表者】代表取締役 高井 行則 【住所】秋田県秋田市中通二丁目2番32号
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	施設管理業務が適切に行われているか。	仕様書どおり適切に行われている。	○	
	防犯、防災、緊急時の対応が的確に行われるようになってきているか。	緊急連絡網を整備し、花岡プラザ・農村環境センターと合同で年2回避難訓練を行っており、緊急時への対応が的確に行える体制を整えている。	○	
	個人情報保護について適切な対応が行われているか。	青森市個人情報保護条例を遵守しているほか、社内の個人情報保護規定に沿った事務処理を行っている。	○	
	環境保全に対する取組みが行われているか。	節水・節電等によるエネルギー使用量の削減のほか、環境負荷の軽減に資する物品の購入に努めている。	○	
運営について	市民の平等な利用が確保されているか。	特定の個人及び団体が優遇されることのないよう、施設情報を発信し、市民の平等な利用の確保に努めている。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	利用者や地元代表者等参加による運営委員会を開催し、意見の徴収を行い業務に反映させるよう努めている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	地域の清掃活動に参加しているほか、各種イベント実施時に、地域・関係団体との積極的な連携を図り、地域の活性化に努めている。	○	
	サービス向上の対策がされているか。	草刈りや樹木管理を行い、公園が持つ様々な機能を十分に発揮させるなど、市民が公園を利用しやすいよう努めている。	○	

【総合評価】

管理運営業務について、仕様書に基づき適正に実施されている。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市浪岡振興部都市整備課
【電 話】 0172-62-1168
【メー ル】 n-toshiseibi@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市営住宅等（浪岡地区）」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市営住宅等（浪岡地区）については、有限会社皆成建設が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月5日

施設名	青森市営住宅等（浪岡地区）
設置目的	健康で文化的な生活を営むに足る住宅を、住宅に困窮している低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。
所在地	青森市浪岡大字浪岡字平野41番地内ほか5箇所（6団地）
指定管理者	【名称】有限会社 皆成建設 【代表者】代表取締役 前田 憲秀 【住所】青森市浪岡大字銀字杉田147番地1
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	職員等の配置は適切なものとなっているか	実務経験があり、緊急時の対応も可能な職員が配置されている。	○	
	職員の育成に向けた研修等が実施されているか	全職員を対象とした接遇研修が計画され、実施されている。	○	
	防犯、防災、緊急時の対応に関する取組みがなされているか	市・管理人らと緊急時における連絡体制が構築されており、防災訓練も実施されている。	○	
	個人情報保護に関する取組みがなされているか	書類の施錠管理やPCのネット接続の禁止等により個人情報の保護への対策がなされている。	○	
	環境保全、負荷低減の取組みがなされているか	定期巡回や団地訪問時に設備の異常や変化を注視するとともに、LED電球の導入等による環境配慮を行っている。	○	
運営について	市民の平等な利用の確保に向けた取組みがなされているか	市営住宅の設置目的を理解し、入居者の平等性や公平性に配慮するよう努めているほか、状況に応じて福祉関連の部署との連携をとっている。	○	
	利用者の要望の把握と反映方法について	仕様書に基づいた対応を行っており、状況に応じて市と協議を行ないながら迅速な対応に努めている。	○	
	修繕業務への対応について	仕様書に基づき、適切に行われている。	○	
	収納業務への対応について	仕様書に基づき、適切に行われている。	○	
	不法行為等への対応について	仕様書に基づき、適切に行われている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営業務について、協定書、仕様書に基づき適正に行われている。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】青森市浪岡振興部都市整備課
【電話】0172-62-1145
【メール】n-toshiseibi@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市文化会館」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市文化会館については、一般財団法人青森市文化観光振興財団が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月9日

施設名	青森市文化会館
設置目的	市民の文化活動及び集会等の用に供し、もって芸術文化の振興及び市民福祉の増進に資することを目的とする。
所在地	青森市堤町1丁目4番1号
指定管理者	【名称】一般財団法人青森市文化観光振興財団 【代表者】理事長 木村 文人 【住所】青森市雲谷字梨の木63番地
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	サービスの質を落とさない効率的な業務員の配置となっているか。	業務員の配置については施設の受付、貸出業務等の窓口業務と施設の管理運営業務、文化振興事業に係る業務に分けられるが、繁忙期にはそれぞれ補充するなど、効率的な人員配置を行っている。	○	
	業務員の研修が行われているか。	職員研修計画に基づき接遇研修や救助研修など、施設管理に必要な各種研修を実施している。	○	
	各種保守点検・管理業務が適切に行われているか。	設備等の保守点検や定期的な施設の見回りにより、不具合箇所について直ちに対策を講じている。	○	
	防犯、防災、緊急時に迅速かつ的確な対応を行えるように備えているか。	危機管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施するなど、緊急時の対応の備えが十分になされている。	○	
	個人情報の保護について適切な対応が行われているか。	個人情報保護規程に基づき、事務室の鍵付キャビネットに書類を保管する等、個人情報の取扱には細心の注意を払っている。	○	
運営について	環境保全の推進及び環境負荷の低減に努めているか。	環境方針を定め、環境管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、省資源に努めるとともに、施設利用者に対しても省資源に対する理解と協力を求めている。	○	
	市民の平等利用が確保されているか。	原則、先着順で利用申込みを受けているが、利用希望者が複数の場合は抽選により利用者を決定するように配慮するなど平等・公平性の確保に努めている。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	意見箱の設置や事業毎のアンケートの実施により寄せられた意見は全職員に回覧し、改善点の意識共有を図っている。施設や設備の不具合に関する指摘については、直ちに現場確認後、対策を講じている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	青森市文化団体協議会など、各種文化団体と連携してさまざまな文化事業を開催している。また、全国公立施設協議会に加盟し、他都市の施設と施設管理に係る情報共有を図っている。	○	
	利用率向上に努めているか。	2ヶ月先までの催物案内や1年先までの施設利用予定状況をホームページで公開するとともに、貸し施設が空いている時には、自主事業を開催するなど、利用率向上に努めている。	○	

【総合評価】

- 管理状況については、効率的な人員配置を行っており、各種保守点検、管理業務についても適切に行われている。
- 運営状況については、市民の平等利用の確保、利用者の要望、意見の把握と反映に努めている。
- 利用状況については、昨年度から続く大規模催事の回復を受け、利用者数及び利用率が増加している。
- 事業状況については、概ね計画通りに実施されており、一部延期となった催事についても、適切に振替公演等の情報提供を行っている。
- 施設運営全般について、利用者に対するWi-Fi貸出事業が好調であり、今年度から催事の情報提供のために設置したデジタルサイネージについて、コンサート開催時の表示をSNSで発信し、利用者が盛り上がる雰囲気づくりに活用するなど、利用者の要望に応える施設運営を行っており、今後も引き続き取り組んでいただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課
【電 話】 017-718-1432（直通）
【メール】 bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市文化会館地下駐車場」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市文化会館地下駐車場については、一般財団法人青森市文化観光振興財団が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月9日

施設名	青森市文化会館地下駐車場
設置目的	都市における道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。
所在地	青森市堤町1丁目4番13号
指定管理者	【名称】一般財団法人青森市文化観光振興財団 【代表者】理事長 木村 文人 【住所】青森市雲谷字梨の木63番地
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	サービスの質を落とさない効率的な業務員の配置となっているか。	通常時は交代制勤務とし、催事等の繁忙期においては、文化会館職員と連携し、駐車場整理のために人員を配置するなど、効率的に人員を配置している。	○	
	業務員の研修が行われているか。	設備等の保守点検や定期的な施設の見回りにより、不具合箇所について直ちに対策を講じている。	○	
	各種保守点検・管理業務が適切に行われているか。	危機管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施するなど、緊急時の対応の備えが十分になされている。	○	
	防犯、防災、緊急時に迅速かつ的確な対応を行えるように備えているか。	個人情報保護規程に基づき、事務室の鍵付キャビネットに書類を保管する等、個人情報の取扱には細心の注意を払っている。	○	
	個人情報の保護について適切な対応が行われているか。	環境方針を定め、環境管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、省資源に努めるとともに、施設利用者に対しても省資源に対する理解と協力を求めている。	○	
運営について	環境保全の推進及び環境負荷の低減に努めているか。	環境方針を定め、環境管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、省資源に努めるとともに、施設利用者に対しても省資源に対する理解と協力を求めている。	○	
	市民の平等利用が確保されているか。	114台の駐車場は入場準での利用となるが、障がい者専用駐車場を4台分確保している。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	意見箱の設置や事業毎のアンケートの実施により寄せられた意見は全職員に回覧し、改善点の意識共有を図っている。施設や設備の不具合に関する指摘については、直ちに現場確認後、対策を講じている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	満車の際は近隣駐車場の一覧表を配布し、他の駐車場へ誘導するなど利用者に不便をかけないよう対応している。	○	
	利用率向上に努めているか。	駐車利用回数券の販売PRの掲示を施設内複数箇所に掲示し、定期利用者増に伴う利用率の向上に努めている。	○	

【総合評価】

- 管理状況については、効率的な人員配置を行っており、各種保守点検、管理業務についても適切に行われている。
- 運営状況については、市民の平等利用の確保、利用者の要望、意見の把握と反映に努めている。
- 利用状況については、昨年からの利用者数及び利用率回復が更に見られており、コロナ前に近い利用水準となった。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課
【電 話】 017-718-1432（直通）
【メー ル】 bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市民ホール」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市民ホールについては、一般財団法人青森市文化観光振興財団が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月9日

施設名	青森市民ホール
設置目的	市民に、演劇、舞踊、音楽等を通じ、若しくは練習し、又は鑑賞する機会及び市民の交流の場を提供し、もって芸術・文化の普及振興及び市民の交流の促進を図ることを目的とする。
所在地	青森市柳川1丁目2番14号
指定管理者	【名称】一般財団法人青森市文化観光振興財団 【代表者】理事長 木村 文人 【住所】青森市雲谷字梨の木63番地
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	サービスの質を落とさない効率的な業務員の配置となっているか。	業務員の配置については施設の受付、貸出業務等の窓口業務と施設の管理運営業務、文化振興事業に係る業務に分けられるが、繁忙期にはそれぞれ補充するなど、効率的な人員配置を行っている。	○	
	業務員の研修が行われているか。	職員研修計画に基づき接遇研修や救助研修など、施設管理に必要な各種研修を実施している。	○	
	各種保守点検・管理業務が適切に行われているか。	設備等の保守点検や定期的な施設の見回りにより、不具合箇所について直ちに対策を講じている。	○	
	防犯、防災、緊急時に迅速かつ的確な対応を行えるように備えているか。	危機管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施するなど、緊急時の対応の備えが十分になされている。	○	
	個人情報の保護について適切な対応が行われているか。	個人情報保護規程に基づき、事務室の鍵付キャビネットに書類を保管する等、個人情報の取扱には細心の注意を払っている。	○	
運営について	環境保全の推進及び環境負荷の低減に努めているか。	環境方針を定め、環境管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、省資源に努めるとともに、施設利用者に対しても省資源に対する理解と協力を求めている。	○	
	市民の平等利用が確保されているか。	原則、先着順で利用申込みを受けているが、利用希望者が複数の場合は抽選により利用者を決定するように配慮するなど平等・公平性の確保に努めている。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	意見箱の設置や事業毎のアンケートの実施により寄せられた意見は全職員に回覧し、改善点の意識共有を図っている。施設や設備の不具合に関する指摘については、直ちに現場確認後、対策を講じている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	青森市文化団体協議会など、各種文化団体と連携してさまざまな文化事業を開催している。また、市教委と連携し、1階ギャラリースペースを文化芸術活動のために貸し出し、各団体へ案内等周知活動を行っている。	○	
	利用率向上に努めているか。	2ヶ月先までの催物案内や1年先までの施設利用予定状況をホームページで公開するとともに、貸し施設が空いている時には、自主事業を開催するなど、利用率向上に努めている。	○	

【総合評価】

- 管理状況については、効率的な人員配置を行っており、各種保守点検、管理業務についても適切に行われている。
- 運営状況については、市民の平等利用の確保、利用者の要望、意見の把握と反映に努めている。
- 利用状況については、利用率は若干の増加に留まっているが、ホール利用が増加しており、利用者数は増加した。
- 事業状況については、計画通りに実施されている。
- 利用者に対するWi-Fi貸出事業が好調であるほか、昨年度から行っている1階ギャラリーの一般貸出についても利用者が上向きとなっており、継続事業で成果が出始めていることから、今後も取組を継続して欲しい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課
【電 話】 017-718-1432（直通）
【メー ル】 bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市合浦亭」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市合浦亭については、一般財団法人青森市文化観光振興財団が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月9日

施設名	青森市合浦亭
設置目的	茶道、華道、俳句、短歌等の文化活動及び各種研究集会の用に供し、もって芸術文化の振興および市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
所在地	青森市合浦2丁目16番14号
指定管理者	【名称】一般財団法人青森市文化観光振興財団 【代表者】理事長 木村 文人 【住所】青森市雲谷字梨の木63番地
指定期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで（1年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	サービスの質を落とさない効率的な業務員の配置となっているか。	通常は施設を施設し無人としており、施設の受付、貸出業務等の窓口業務と施設の管理運営業務、文化振興事業に係る業務は文化会館の職員が担当しており、効率的な人員配置となっている。	○	
	業務員の研修が行われているか。	職員研修計画に基づき、接遇研修及び救助研修などを実施している。	○	
	各種保守点検・管理業務が適切に行われているか。	設備等の保守点検や定期的な施設の見回りにより、不具合箇所について直ちに対策を講じている。	○	
	防犯、防災、緊急時に迅速かつ的確な対応を行えるように備えているか。	危機管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図るなど、緊急時の対応の備えが十分になされている。	○	
	個人情報の保護について適切な対応が行われているか。	個人情報保護規程に基づき、文化会館事務室の鍵付キャビネットに書類を保管する等、個人情報の取扱には細心の注意を払っている。	○	
運営について	環境保全の推進及び環境負荷の低減に努めているか。	環境方針を定め、環境管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、省資源に努めるとともに、施設利用者に対しても省資源に対する理解と協力を求めている。	○	
	市民の平等利用が確保されているか。	原則、先着順で利用申込みを受けているが、利用希望者が複数の場合は抽選により利用者を決定するように配慮するなど平等・公平性の確保に努めている。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	意見箱の設置や事業毎のアンケートの実施により寄せられた意見は全職員に閲覧し、改善点の意識共有を図っている。施設や設備の不具合に関する指摘については、直ちに現場確認後、対策を講じている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	茶道団体と連携し、文化事業を実施している。合浦公園を管理している、パークメンテ青い森グループと協力しながら振興に努めている。	○	
	利用率向上に努めているか。	ホームページによる情報提供を行うとともに、各種関係団体への利用促進のPR活動や文化団体と共催で自主事業を開催することで、利用率向上に努めている。	○	

【総合評価】

- 管理状況については、効率的な人員配置を行っており、各種保守点検、管理業務についても適切に行われている。
- 運営状況については、市民の平等利用の確保、利用者の意見要望の把握と反映に努めている。
- 利用状況については、春と秋のイベント参加者を中心に回復しており、各種関係団体への利用促進のPR活動や、SNSを通じた利用促進活動を継続するなど、利用率向上に努めている。
- 事業状況については、計画通り実施されている。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課
【電 話】 017-718-1432（直通）
【メー ル】 bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市合浦亭」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市合浦亭については、一般財団法人青森市文化観光振興財団が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月9日

施設名	青森市合浦亭
設置目的	茶道、華道、俳句、短歌等の文化活動及び各種研究集会の用に供し、もって芸術文化の振興および市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
所在地	青森市合浦2丁目16番14号
指定管理者	【名称】一般財団法人青森市文化観光振興財団 【代表者】理事長 木村 文人 【住所】青森市雲谷字梨の木63番地
指定期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで（1年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	サービスの質を落とさない効率的な業務員の配置となっているか。	通常は施設を施設し無人としており、施設の受付、貸出業務等の窓口業務と施設の管理運営業務、文化振興事業に係る業務は文化会館の職員が担当しており、効率的な人員配置となっている。	○	
	業務員の研修が行われているか。	職員研修計画に基づき、接遇研修及び救助研修などを実施している。	○	
	各種保守点検・管理業務が適切に行われているか。	設備等の保守点検や定期的な施設の見回りにより、不具合箇所について直ちに対策を講じている。	○	
	防犯、防災、緊急時に迅速かつ的確な対応を行えるように備えているか。	危機管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図るなど、緊急時の対応の備えが十分になされている。	○	
	個人情報の保護について適切な対応が行われているか。	個人情報保護規程に基づき、文化会館事務室の鍵付キャビネットに書類を保管する等、個人情報の取扱には細心の注意を払っている。	○	
運営について	環境保全の推進及び環境負荷の低減に努めているか。	環境方針を定め、環境管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、省資源に努めるとともに、施設利用者に対しても省資源に対する理解と協力を求めている。	○	
	市民の平等利用が確保されているか。	原則、先着順で利用申込みを受けているが、利用希望者が複数の場合は抽選により利用者を決定するように配慮するなど平等・公平性の確保に努めている。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	意見箱の設置や事業毎のアンケートの実施により寄せられた意見は全職員に閲覧し、改善点の意識共有を図っている。施設や設備の不具合に関する指摘については、直ちに現場確認後、対策を講じている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	茶道団体と連携し、文化事業を実施している。合浦公園を管理している、パークメンテ青い森グループと協力しながら振興に努めている。	○	
	利用率向上に努めているか。	ホームページによる情報提供を行うとともに、各種関係団体への利用促進のPR活動や文化団体と共催で自主事業を開催することで、利用率向上に努めている。	○	

【総合評価】

- 管理状況については、効率的な人員配置を行っており、各種保守点検、管理業務についても適切に行われている。
- 運営状況については、市民の平等利用の確保、利用者の意見要望の把握と反映に努めている。
- 利用状況については、春と秋のイベント参加者を中心に回復しており、各種関係団体への利用促進のPR活動や、SNSを通じた利用促進活動を継続するなど、利用率向上に努めている。
- 事業状況については、計画通り実施されている。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課
【電 話】 017-718-1432（直通）
【メー ル】 bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市民美術展示館」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市民美術展示館については、一般財団法人青森市文化観光振興財団が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月9日

施設名	青森市民美術展示館
設置目的	市民に美術作品の展示及び鑑賞の機会を提供し、もって芸術・文化の普及振興を図ることを目的とする。
所在地	青森市新町2丁目7番1号
指定管理者	【名称】一般財団法人青森市文化観光振興財団 【代表者】理事長 木村 文人 【住所】青森市雲谷字梨の木63番地
指定期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで（1年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	サービスの質を落とさない効率的な業務員の配置となっているか。	業務員の配置については、施設の受付等管理業務に必要な人員を配置し、繁忙期には他施設の応援も受けて対応するなど、効率的な人員配置を行っている。	○	
	業務員の研修が行われているか。	職員研修計画に基づき、接遇研修及び救助研修などを実施している。	○	
	各種保守点検・管理業務が適切に行われているか。	設備等の保守点検や定期的な施設の見回りにより、不具合箇所について直ちに対策を講じている。	○	
	防犯、防災、緊急時に迅速かつ的確な対応を行えるように備えているか。	危機管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図るとともに、定期的に防災訓練を実施するなど、緊急時の対応の備えが十分になされている。	○	
	個人情報の保護について適切な対応が行われているか。	個人情報保護規程に基づき、事務室の鍵付キャビネットに書類を保管し、データのパスワード処理、端末の持ち出し禁止など、個人情報の取扱いには細心の注意を払っている。	○	
運営について	環境保全の推進及び環境負荷の低減に努めているか。	環境方針を定め、環境管理マニュアルを作成し、職員へ周知徹底を図り、省資源に努めるとともに、施設利用者に対しても省資源に対する理解と協力を求めている。	○	
	市民の平等利用が確保されているか。	原則、先着順で利用申込みを受けているが、利用希望者が複数の場合は抽選により利用者を決定するように配慮するなど平等・公平性の確保に努めている。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	意見箱の設置や事業毎のアンケートの実施により寄せられた意見は全職員に閲覧し、改善点の意識共有を図っている。施設や設備の不具合に関する指摘については、直ちに現場確認後、対策を講じている。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか。	青森市文化団体協議会など、各種文化団体と連携して、市民文化祭などのさまざまな文化事業を開催している。	○	
	利用率向上に努めているか。	2ヶ月先までの催物案内や1年先までの施設利用予定状況をホームページで公開するとともに、貸し施設が空いている時には、自主事業を開催するなど、利用率向上に努めている。	○	

【総合評価】

- 管理状況については、効率的な人員配置を行っており、各種保守点検、管理業務についても適切に行われている。
- 運営状況については、市民の平等利用の確保、利用者の意見要望の把握と反映に努めている。
- 利用状況については、利用者が着実に回復しており、ネーミングライツスポンサーと連携して各月の催事紹介をラジオで行ったり、指定管理者ホームページで施設利用予定状況を公開するなど、利用率向上に努めている。
- 事業状況については、計画通り実施されている。
- 施設利用者に対しては、移設先となる施設の情報提供も含め、適切に対応している。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局文化学習活動推進課
【電 話】 017-718-1432（直通）
【メール】 bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市古川市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市古川市民センターについては、青森市古川市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月20日

施設名	青森市古川市民センター
設置目的	住民のふれあいと連帯感あふれる地域社会づくりを推進し、併せて地域文化活動の振興、生涯学習の充実、健康の増進等を図り、もって豊かな市民生活の形成に資するため設置しています。
所在地	青森市古川三丁目7番14号
指定管理者	【名称】青森市古川市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 千葉 滋 【住所】青森市古川三丁目7番14号
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果		
		適正	要改善	
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は市内在住者である。 (18人中18人、100%)	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、事務局員2名、管理運営業務員8名、プール監視員4名、清掃業務員3名の計18名で勤務ローテーションを組み、日中は常時6名（うち、室内プール2名）、夜間は事務室に2名、室内プールに2名と適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。 職員研修の内容及び回数は適切か。	内部研修は施設管理運営について回覧で職員間の情報共有を図り、漏れの無いように実施しており、また、外部研修は事業実施に係る情報交換会や全国公民館研究集会にリモート参加するなど、業務に支障がない範囲で参加することとしており、適正に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、施設全般の保守点検が適正に行われている。施設設備等の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適正に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	防災マニュアルを作成し、緊急連絡網とともに事務室のわかりやすい場所に設置しているほか、緊急時に対応できるよう職員にも持たせている。また、避難訓練は、古川小学校と合同で4月と6月に実施したほか、不審者対応訓練を9月に実施。1月にも避難訓練を実施予定であり、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書、使用申請書等の簿冊は鍵付キャビネットに保管し、不要な持ち出しがないようにしている。パソコンはパスワードで管理し、廃棄文書はシュレッダーで処理している。利用団体代表者の連絡先等は事前に了解を受けた団体のみ紹介するなど、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	照明の部分点灯や使用していない部屋の消灯を徹底し、再生紙を利用するなど継続して省エネに努めている。ポスターを掲示し来館者へも理解と協力を呼びかけており、適正に行われている。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	障がい者等の体の不自由な利用者がいた場合にはできる限り声がけして介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるよう適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	すべての部屋において、調整により平等利用が図られているほか、重複する場合には月末に抽選で利用者を決定することとし、規則等に従って利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	館内2箇所（1階ホールと2階プール入口）に意見箱を設置し、利用者の声を積極的に聞いているほか、事業実施の都度、利用者アンケートを実施し、次期事業の立案の参考としている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	内部会議により検討が行われ、サービス向上を図っている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座に関するチラシ等の掲示により、適切に実施されている。掲示については、「見やすい」「取りやすい」ための工夫がされている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	町会や地域の団体等が事業に協力するなど、地域との連携を図っている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。

今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市沖館市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市沖館市民センターについては、青森市沖館市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月22日

施設名	青森市沖館市民センター
設置目的	住民のふれあいと連帯感あふれる地域社会づくりを推進し、併せて地域文化活動の振興、生涯学習の充実、健康の増進等を図り、もって豊かな市民生活の形成に資するため設置しています。
所在地	青森市沖館一丁目1番11号
指定管理者	【名称】青森市沖館市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 菊地 賢一 【住所】青森市沖館一丁目1番11号
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）

	評価項目	実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は基本的に市内在住者である。（20人中20人、100%）	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、総括業務員1名、管理運営・事業関連業務員4名、施設管理業務員5名、清掃員4名、放課後児童会指導員5名の計20名で勤務ローテーションを組み、日中は概ね5~7名、夜間は2名配置され、適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。 職員研修の内容及び回数は適切か。	内部研修は4月・9月に施設管理運営に関する情報交換や障害のある利用者への対応に関する研修を実施しており、2月にも実施予定である。また、外部研修は事業実施に係る情報交換会等に参加するなど、業務に支障がない範囲で参加することとしており、適正に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、施設全般の保守点検が適正に行われている。施設設備等の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適正に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網を事務室に掲示しているほか、緊急時に対応できるよう職員にも持たせている。消防訓練は7月に放課後児童会の児童にも参加してもらい1回目を実施し、2月に2回目を実施予定である。また、市から配備された防災資機材や生活備蓄物資の保管場所等の周知に努めるなど適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書、使用申請書や受講申請書等の簿冊は鍵付のキャビネットに保管し、不要な持ち出しがないようにしている。パソコンにはパスワードを設定し、年1回変更しているほか、廃棄文書はシュレッダーで処理するなど、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	不要箇所、駐車場、外灯、スポットライトの消灯に取り組みほか、空調の温度設定を管理し省エネに努めている。また、ポスターを掲示し、来館者へも理解と協力を呼びかけており、適正に行われている。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	障がい者等の体の不自由な利用者がいた場合にはできる限り声がけして介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるよう適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	利用希望が多い多目的ホール、和風学習室A・B、サークル学習室については、月末に抽選会を実施しているほか、規則等に従って利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	事業実施の都度、利用者アンケートを実施し、次期事業の企画立案の参考としている。館内に意見箱を設置し、意見要望等の把握に努めている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	常時職員間で情報共有を行っており、定期的な内部会議により検討が行われ、サービス向上を図っている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座に関するチラシ等を館内への設置及び掲示や周辺町会への回覧により、市民への情報提供が適切に実施されている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	町会や地域の団体等が事業の周知や実施に協力するなど、地域との連携を図っている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。

今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市荒川市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市荒川市民センターについては、青森市荒川市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月5日

施設名	青森市荒川市民センター
設置目的	住民のふれあいと連帯感あふれる地域社会づくりを推進し、併せて地域文化活動の振興、生涯学習の充実、健康の増進等を図り、もって豊かな市民生活の形成に資するため設置しています。
所在地	青森市大字荒川字柴田129番地1
指定管理者	【名称】青森市荒川市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 落合 茂 【住所】青森市大字荒川字柴田129番地1
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果		
		適正	要改善	
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は基本的に市内在住者である。（11人中11人、100%）	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、事務業務員（経理・事業・管理）3名、図書業務員3名、夜間業務員2名、清掃員2名の計11名で、勤務ローテーションを組み、日中は概ね3名程度、夜間は2名と適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。職員研修の内容及び回数は適切か。	内部研修は管理運営業務等に関する情報共有を随時実施しており、また、外部研修は事業実施に係る情報交換会等に参加するなど、業務に支障がない範囲で参加することとしており、適正に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、施設全般の保守点検が適正に行われている。施設設備等の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適正に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網を事務室に掲示しているほか、緊急時に対応できるよう職員にも持たせている。また、防災マニュアルを作成し、事務室のわかりやすい場所に設置している。消防訓練は6月に1回目、12月に2回目を実施しており、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書、使用申請書や受講申請書等の簿冊は、専用のキャビネットに保管し、不要な持ち出しがないようにしている。また、パソコンはパスワードで管理し、廃棄文書はシュレッダーで処理している。利用団体代表者等の連絡先等の紹介は事前に了解を受けた団体のみ行うなど、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	不要な照明の消灯及び部分空調を徹底し、省エネに努めている。冷暖房に関しても温度管理を徹底するとともに、ポスターを掲示し、来館者へも理解と協力を呼びかけており、適正に行われている。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	障がい者等の体の不自由な利用者がいた場合にはできる限り声がけして介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるよう適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	利用希望が多い多目的ホールについては、月末に抽選会を実施しているほか、規則等に従って利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	事業実施の都度、利用者アンケートを実施しニーズの把握に努め、次期事業の企画立案の参考としている。館内に意見箱を設置し、利用者の声を積極的に聞いている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	内部会議により検討が行われ、サービス向上を図っている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座に関するチラシ等の掲示や町会回覧版等により、市民への情報提供は適切に実施されている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	正面玄関横に「荒川地域を考える会」による花壇や小規模の農園が作られるなど、地域との連携を図られている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。

今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市東部市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市東部市民センターについては、青森市東部市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月26日

施設名	青森市東部市民センター
設置目的	社会教育法第20条の目的である、区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置しています。
所在地	青森市原別三丁目8番1号
指定管理者	【名称】青森市東部市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 大坂 昭 【住所】青森市原別三丁目8番1号
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果		
		適正	要改善	
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は基本的に市内在住者である。（9人中9人、100%）	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、管理運営業務6名、清掃業務2名の計9名で勤務ローテーションを組み、日中は2～3名、夜間は2名配置され、適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。職員研修の内容及び回数は適切か。	接遇等に関する内部研修を月1回実施している。外部研修も年2回参加予定であり、適切に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部署者と契約し、日常的点検と併せ、適切に行われている。施設設備の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適切に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網、緊急時の外部委託の連絡先を事務室内に掲示するほか、職員にも持たせている。消防訓練は、5月に1回目、10月に2回目を実施しており、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書等の個人情報が含まれる簿冊は、鍵付キャビネットに保管している。廃棄文書は、シュレッダーで処理するなど、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	蛍光灯の間引きや不要箇所の消灯など、省エネに努めている。館内にポスターを掲示し、来館者へ節電に対する理解と協力を呼びかけており、適切に取り組んでいる。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	体の不自由な利用者がいた場合は、できる限り声かけて介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるよう適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	利用団体相互の調整により、平等に利用されている。調整が困難な場合は、抽選を行うこととしており、規則等に従って利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	事業実施の都度、利用者アンケートを実施し、次期事業の企画立案の参考としている。また、館内に意見箱を設置し意見要望等の把握に努めているほか、「市に寄せられた主なご意見と回答」を業務員で回覧及び情報共有し、市民への対応の参考としている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	定期的に「接遇・挨拶・窓口チェック」を行い、サービス向上を図っている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	貸館だけでなく、ロビー展（色えんぴつ展、さつき展、魚拓展など）やイベント、夏祭りを開催している。また、「東部市民センターだより」で周知するなど、市民が足を運ぶ機会を増やしている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	センターの自主事業を開催する際には地元町会へ回覧板等で周知して参加を呼びかけるなど、地域との連携を図っている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。
 運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。
 今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター
 【電話】 017-734-0163
 【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市大野市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市大野市民センターについては、青森市大野市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月27日

施設名	青森市大野市民センター
設置目的	社会教育法第20条の目的である、区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置しています。
所在地	青森市大字大野字若宮71番地
指定管理者	【名称】青森市大野市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 加川 史 【住所】青森市大字大野字若宮71番地
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

	評価項目	実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は基本的に市内在住者である。（8人中8人、100%）	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、管理運営業務5名、清掃業務2名の計8名で勤務ローテーションを組み、日中は2～3名、夜間は2名配置され、適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。 職員研修の内容及び回数は適切か。	接遇向上や生涯学習の推進を目的に内部研修を3回実施している。外部研修は3回参加している。今後も業務に支障のない範囲で参加予定であり、適切に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、適切に行われている。施設設備の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適切に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網、緊急時の外部委託の連絡先を事務室内に掲示している。消防訓練は、7月に1回目を実施し、1月に2回目の実施を予定しており、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	施設利用に係る申請書等個人情報が含まれるものは、鍵付キャビネットに保管し、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	照明の部分点灯や和室の照明のLED化など、省エネに努めている。また、貸し部屋にポスターを掲示し、来館者に節電の取組への理解と協力を呼びかけており、適切に取り組んでいる。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	体の不自由な利用者がいた場合は、できる限り声がけして介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるよう適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	利用団体相互の調整により、平等に利用されている。調整が困難な場合は、抽選を行うこととしており、利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	市民向け講座実施の際、利用者アンケートを実施し、次期事業の企画立案の参考としている。館内に意見箱を設置し、意見要望の把握に努めており、適正に行われている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	接遇研修を行うとともに、利用者にとって親しみのある窓口となるよう努めている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座に関するチラシの掲示や町会回覧版等により、市民への情報提供が適切に行われている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	町会や地域の団体等が事業に協力するなど、地域との連携を図っている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。

今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市横内市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市横内市民センターについては、青森市横内市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月20日

施設名	青森市横内市民センター
設置目的	社会教育法第20条の目的である、区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置しています。
所在地	青森市大字横内字亀井28番地2
指定管理者	【名称】青森市横内市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 舘山 義光 【住所】青森市大字横内字亀井28番地2
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果		
		適正	要改善	
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は基本的に市内在住者である。（8人中8人、100%）	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、管理運営業務5名、清掃業務2名の計8名で勤務ローテーションを組み、日中は2～3名、夜間は2名配置され、適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。職員研修の内容及び回数は適切か。	接遇等に関する内部研修を月1回実施している。外部研修は、1回参加し、業務に支障のない範囲で今後も参加予定であり、適切に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、適切に行われている。施設設備の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適切に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網、緊急時の外部委託業者の連絡先を事務室内に掲示しているほか、職員にも持たせている。消防訓練は、10月に1回目を実施し、3月に2回目の実施を予定しており、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書等の個人情報が含まれる簿冊は、鍵付キャビネットに保管している。廃棄文書は、シュレッダーで処理するなど、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	不要箇所の消灯を徹底するなど、適切に取り組んでいる。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	体の不自由な利用者がいた場合は、できる限り声かけて介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるよう適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	利用団体相互の調整により、平等に利用されている。調整が困難な場合は、抽選を行うこととしており、利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	市民向け講座実施の際、利用者アンケートを実施し、次期事業の企画立案の参考としている。館内に意見箱を設置し、意見要望の把握に努めており、適正に行われている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	利用者からの声を得るため、1階ロビーに投票箱を設置し、サービス向上を図っている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座に関するチラシ等を掲示し、市民への情報提供が適切に行われている。掲示については、「見やすい」「取りやすい」ための工夫がされている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	近隣学校及び地域や関係団体と連携が図られている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。
 運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。
 今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター
 【電話】 017-734-0163
 【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市戸山市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市戸山市民センターについては、青森市戸山市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月26日

施設名	青森市戸山市民センター
設置目的	社会教育法第20条の目的である、区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため設置しています。
所在地	青森市蛸沢四丁目1番4号
指定管理者	【名称】青森市戸山市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 寺嶋 多吉 【住所】青森市蛸沢四丁目1番4号
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

	評価項目	実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は基本的に市内在住者である。（9人中9人、100%）	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、管理運営業務6名、清掃業務2名の計 名で勤務ローテーションを組み、日中は2～3名、夜間は2名配置され、適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。職員研修の内容及び回数は適切か。	接遇等に関する内部研修を2回実施している。外部研修に2回参加し、業務に支障のない範囲で今後も参加予定であり、適切に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、適切に行われている。施設設備の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適切に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網、緊急時の外部委託業者の連絡先を事務室内に掲示するほか、職員に持たせている。消防訓練は、4月に1回目、10月に2回目を実施しており、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書等の個人情報が含まれる簿冊は、鍵付キャビネットに保管している。廃棄文書は、シュレッダーで処理するなど、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	不要箇所の消灯やLED化を進めるなど省エネに努めており、適切に取り組んでいる。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	体の不自由な利用者がいた場合は、できる限り声がけして介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるよう適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	利用団体相互の調整により、平等に利用されている。調整が困難な場合は、抽選を行うこととしており、規則等に従って、利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	事業実施の際、利用者アンケートを実施しニーズの把握に努め、次期事業の企画立案の参考としている。館内に意見箱を設置し、意見要望の把握に努めている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	内部会議による検討や利用者からの声を得るための投票箱を設置するなど、サービス向上を図っている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座に関するチラシ等の掲示により、適切に実施されている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	町会や地域の団体等が事業に協力するなど、地域との連携を図っている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。

今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「北部地区農村環境改善センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

北部地区農村環境改善センターについては、青森市北部地区農村環境改善センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月27日

施設名	北部地区農村環境改善センター
設置目的	農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するため設置しています。
所在地	青森市大字奥内字宮田41番地3
指定管理者	【名称】青森市北部地区農村環境改善センター管理運営協議会 【代表者】会長 高森 泰彦 【住所】青森市大字奥内字宮田41番地3
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は基本的に市内在住者である。（9人中9人、100%）	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、管理運営業務6名、清掃業務2名の計9名で勤務ローテーションを組み、日中は2～3名、夜間は2名配置され、適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。職員研修の内容及び回数は適切か。	接遇等に関する内部研修を1回実施しており、今後も実施予定である。生涯学習や地域コミュニティ活動等の推進を目的に外部研修にも1回参加しており、適切に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、適切に行われている。施設設備の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適切に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網、緊急時の外部委託の連絡先を事務室内に掲示しているほか、職員にも持たせている。消防訓練は、9月に1回目を実施し、3月に2回目を実施予定であり、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書等の個人情報が含まれる簿冊は、鍵付キャビネットに保管している。廃棄文書は、シュレッダーで処理するなど、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	照明の部分点灯、不要箇所の消灯の徹底、紙の裏面再利用など、省エネに努めている。館内にポスターを掲示し、来館者へ節電に対する理解と協力を呼びかけており、適切に取り組んでいる。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	体の不自由な利用者がいた場合は、できる限り声かけて介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるよう適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	利用団体相互の調整により、平等に利用されている。調整が困難な場合は、抽選を行うこととしており、利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	事業実施後、利用者アンケートを行いニーズの把握に努め、次期事業の企画立案の参考にしている。一階ロビーに意見箱を設置し、意見要望等の把握に努めている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	苦情処理の受付担当者と責任者を決め、対応・解決にあたっている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座一覧や講座ごとに作成した募集チラシの館内掲示や、町会回覧板での周知など、市民への情報提供が適切に実施されている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	町会や地域の団体等が事業に協力するなど、地域との連携を図っている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。

今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市油川市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市油川市民センターについては、元気町あぶらかわ市民センター運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月5日

施設名	青森市油川市民センター
設置目的	住民のふれあいと連帯感あふれる地域社会づくりを推進し、併せて地域文化活動の振興、生涯学習の充実、健康の増進等を図り、もって豊かな市民生活の形成に資するため設置しています。
所在地	青森市大字羽白字池上197番地1
指定管理者	【名称】元気町あぶらかわ市民センター運営協議会 【代表者】会長 葛西 清光 【住所】青森市大字羽白字池上197番地1
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

	評価項目	実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は市内在住者である。 (9人中9人、100%)	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、管理業務員5名、図書業務員3名の計9名で勤務ローテーションを組み、日中は概ね2名、夜間は2名が事務室に配置され、適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。 職員研修の内容及び回数は適切か。	内部研修はこれまで接客等の管理業務に関する研修を4回実施しており、また、外部研修は事業実施に係る情報交換会や県総合社会教育センターの研修講座に参加するなど、業務に支障がない範囲で参加することとしており、適正に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、施設全般の保守点検が適正に行われている。施設設備等の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適正に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網を防災マニュアルとともに事務室のわかりやすい場所に設置しているほか、消防訓練は7月に1回目を実施し、2月に2回目を実施予定であり、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書、使用申請書等の簿冊は鍵付キャビネットに保管し、不要な持ち出しがないようにしている。パソコンはパスワードで管理し、廃棄文書はシュレッダーで処理している。団体加入希望者から問い合わせがあれば、利用団体代表者に市民センターが連絡し、加入希望者に連絡してもらうように対応しており、個人情報の取扱いについては適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	照明の部分点灯や使用していない部屋の消灯を徹底し、再生紙を利用するなど継続して省エネに努めている。ポスターを掲示し来館者へも理解と協力を呼びかけており、適正に行われている。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	障がい者等の体の不自由な利用者がいた場合にはできる限り声がけして介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるように適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	貸館業務については、利用申し込み解禁日に複数の利用希望者がいれば、その場で抽選を実施しているほか、規則等に従って利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	事業実施の際、利用者アンケートを実施しニーズの把握に努め、次期事業の企画立案の参考としている。館内に意見箱を設置し、意見要望の把握に努めている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	定期的に研修が行われ、サービス向上を図っている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座に関するチラシ等の掲示や町会回覧版等により、市民への情報提供は適切に実施されている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	町会や地域の団体等が館内に展示を行ったり事業の周知や実施に協力するなど、地域との連携を図っている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。

今後も、引き続き施設の良い管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市西部市民センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市西部市民センターについては、青森市西部市民センター管理運営協議会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月22日

施設名	青森市西部市民センター
設置目的	住民のふれあいと連帯感あふれる地域社会づくりを推進し、併せて地域文化活動の振興、生涯学習の充実、健康の増進等を図り、もって豊かな市民生活の形成に資するため設置しています。
所在地	青森市大字新城字平岡163番地22
指定管理者	【名称】青森市西部市民センター管理運営協議会 【代表者】会長 関 良 【住所】青森市大字新城字平岡163番地22
指定期間	平成31年4月1日 から 令和6年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果		
		適正	要改善	
管理について	市内在住者の雇用について配慮があるか。	本施設の職員は市内在住者である。 (18人中18人、100%)	○	
	職員の適正配置がなされているか。	管理責任者1名、庶務経理業務員1名、施設設備管理業務員3名、管理運営業務員2名、図書関連業務員1名、事業関連業務員2名、児童集会所支援員3名、プール業務員5名の計18名で勤務ローテーションを組み、日中は事務室4名・児童室2名・プール2名、夜間は事務室2～3名・プール2名が配置され、適正な配置となっている。	○	
	職員の雇用・労働条件の向上に努めているか。	雇用・労働に係る法令等を遵守し、条件の向上に努めている。	○	
	職員の育成に方向性があるか。 職員研修の内容及び回数は適切か。	内部研修は市民意見や苦情等への対応事例等について、随時、情報共有を図っており、また、外部研修は事業実施に係る情報交換会等に参加するなど、業務に支障がない範囲で参加することとしており、適正に行われている。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	保守点検業務等は、一部を外部業者と契約し、日常的点検と併せ、施設全般の保守点検が適正に行われている。施設設備等の修繕等は、中央市民センターと連携を図りながら対応しており、適正に行われている。	○	
	防犯・防災・緊急時の対応に関する取組が適切に行われているか。	緊急連絡網を事務室内に掲示しているほか、職員にも持たせている。防災マニュアルを事務室のわかりやすい場所に設置し、職員に周知している。消防訓練は10月に1回目を実施し、3月に2回目を実施予定であり、適切に行われている。	○	
	個人情報保護の取組について、職員への周知や講じている保護策は適切か。	団体登録書、使用申請書等の簿冊は鍵付キャビネットに保管し、不要な持ち出しがないようにしている。パソコンはパスワードで管理し、廃棄文書はシュレッダーで処理している。利用団体代表者の連絡先等は事前に了解を受けた団体のみ紹介するなど、適切に対応している。	○	
	環境保全、負荷低減への取組が適切か。	照明やOA機材などの適正使用及び不要箇所の消灯の徹底、空調温度管理、紙の裏面再利用など、継続して省エネに努めているほか、冷房設備についても温度管理を徹底している。また、ポスターを掲示し、来館者へも理解と協力を呼びかけており、適正に行われている。	○	
	障がい者等への対応は適切か。	障がい者等の体の不自由な利用者がいた場合にはできる限り声がけして介助したり、車イスを配備するなど、障がい者も支障なく施設を利用できるように適切に対応している。	○	

運営について	平等な利用確保の方針は明確か。	利用希望が多いアリーナ、多目的ホール等については、月末に抽選会を実施しているほか、規則等に従って利用者の平等利用に努めている。	○	
	利用者の要望を運営に反映する工夫がされているか。	事業実施の都度、利用者アンケートを実施しニーズの把握に努め、次期事業の企画立案の参考としている。館内に意見箱を設置し、利用者の声の把握に努めている。	○	
	利用者に対するサービス向上対策を行っているか。	窓口のカウンター前に荷物置きを置くなど、利用者目線での対策が行われ、サービス向上を図っている。	○	
	来館者を増加させるための利用促進策は効果的であるか。	講座に関するチラシ等の掲示など、市民への情報提供が適切に行われている。掲示については、「見やすい」「取りやすい」ための工夫がされている。	○	
	地域・関連団体との連携を図っているか。	新城中央小学校と連携して児童集会室の管理運営を行なっている。また、地元文化団体や町会と共催で秋頃に写真展、絵画展、作品展や菊花展を実施し、雪を楽しむつどい(2月)を予定するなど、地域との連携を図っている。	○	
	必須事業・自主事業は仕様書・提案書どおり実施されているか。	事業は計画どおり実施されている。	○	

【総合評価】

管理状況については、適切な人員配置を行っており、各種保守点検、防犯・防災対策等の施設管理業務についても適正に実施されている。

運営状況については、市民の平等利用が確保されており、利用者の意見要望の把握と反映に努め、事業も事業計画通りに実施しているほか、町会や地域の団体との連携が図られている。

今後も、引き続き施設の良好な管理運営に努めてほしい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局中央市民センター

【電話】 017-734-0163

【メール】 chuo-center@city.aomori.aomori.jp

令和5年度「青森市森林博物館」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市森林博物館については、青森県森林組合連合会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年1月9日

施設名	青森市森林博物館
設置目的	森林に関する資料を調査収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に市民の利用に供し、もって市民の教育・文化の発展に寄与すること。
所在地	青森市柳川2丁目4番37号
指定管理者	【名称】青森県森林組合連合会 【代表者】代表理事会長 須藤 廣明 【住所】青森市松原1丁目16番25号
指定期間	令和4年4月1日 から 令和9年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果	
		適正	要改善
管理について	適正な職員配置となっているか。	○	
	職員の研修が実施されているか。	○	
	管理保守点検業務が適切に行われているか。	○	
	防犯、防災、緊急時の対応は、的確か。	○	
	個人情報保護について適切な対応が行われているか。	○	
	環境保全（省エネ、省資源等）に努めているか。	○	
運営について	市民の平等利用が確保されているか。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	○	
	事業は、施設の設置理念に沿い、計画的に実施されているか。	○	
	利用者のニーズに合致した魅力あるサービスを提供しているか。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況、事業実施状況、収支決算書については、いずれの項目においても適正と認められる。

広い年齢層から親しまれる運営を重視し、体験等を盛り込んだイベントの開催に精力的に取り組み、博物館ホームページの作成・更新等、PRにおいてもわかりやすい表現等に努めている。また、専門性を維持しながら、幅広い客層を対象とした取組により、集客力の向上に努めている。

今後においても、施設の適正な管理はもとより、施設の設置目的を踏まえ、魅力あるイベント等を開催するとともに、一層効果的な周知・広報を期待する。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市教育委員会事務局文化遺産課

【電話】 017-718-1392

【メール】 bunkaisan@city.aomori.aomori.jp